

阿賀野市農業基盤整備促進事業負担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月16日

阿賀野市長 加 藤 博 幸

阿賀野市規則第1号

阿賀野市農業基盤整備促進事業負担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

阿賀野市農業基盤整備促進事業負担金徴収条例施行規則（平成29年阿賀野市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第9号様式中

「

1 目的 甲は、次に掲げる作業を乙に委託し、乙はこれを受託する。

- (1) 委託名称 農業基盤整備促進事業（農業者施工）
- (2) 作業場所 事業計画書（第10号様式）のとおり
- (3) 作業量 事業計画書（第10号様式）のとおり

」

を

「

1 目的 甲は、次に掲げる作業を乙に委託し、乙はこれを受託する。

- (1) 委託番号
- (2) 委託名称 農業基盤整備促進事業（農業者施工）
- (3) 作業場所 事業計画書（第10号様式）のとおり
- (4) 作業量 事業計画書（第10号様式）のとおり

」

に、

「この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上各々1通を保有する。」を「この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上各々1通を保有する（本書を電磁的記録で作成する場合は、発注者及び受注者が電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。）。」に改め、「印」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。